

令和5年第5回日高市農業委員会議事録

開催月日	令和5年4月25日(火)					
開催場所	日高市役所 301会議室					
開催時刻	午後1時30分					
閉会時刻	午後2時20分					
議長	福井 一洋					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	吉原 一雄	出席	8	福嶋 輝幸	出席
	2	道谷 淳史	出席	9	清水 典子	出席
	3	瀬良 早苗	欠席	10	松田 浩幸	出席
	4	島村 実	出席	11	鳴河 のり子	出席
	5	金子 純子	出席	12	小岩井 義則	出席
	6	横田 拓也	出席	13	森谷 進	出席
	7	梅澤 三子	出席	14	福井 一洋	出席
推進委員 農地利用最適化	1	山口 順	欠席	4	安藤 俊吾	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	加藤 正明	出席
	3	今野 利弘	出席	6	小久保 浩司	出席

議事関係出席者	なし
事務局	事務局長 稲垣 衛 主幹 大森 充浩 主査 大河原 喜浩 主事 岡村 厚輝
傍聴人	なし
議事	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第2 議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>日程第3 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>日程第4 議案第18号 農用地利用集積計画(案)の決定について</p> <p>日程第5 専決処分について</p> <p>その他</p>

議 長

これより、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名

農業委員会会議規則第14条の規定によりまして、議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は、9番、10番にお願いします。

10番

日程第2 議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第16号農地法第4条の規定による許可申請について審議に入ります。

本件担当の10番、申請地の状況について説明をお願いします。

22日に現地を確認しました。場所は、県道川越日高線を秩父方向に進み、鹿台橋を渡った先を左に曲がったところです。現地は、土の状態になっていました。

議 長
事 務 局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

申請人は、昭和46年8月に自宅を建築するにあたって建築事務所を通じ建築確認に必要な手続きを行いました。当時書類上で進入路とした場所は、実際は道路に接していないことが発覚しました。また、書類上進入路としていた場所から進入する場合にも、現況は急な斜面になっており、道幅も約1.8mしかなく車及びバイクも通行できる状況ではありませんでした。

家の建替え等を検討していく中で、建築基準法に該当する道路がないと家の建替えができないことが判明したため、進入路を設置し接道要件を満たすため、今回の申請に至りました。

当初は、農地を分断した形とならないよう、進入路を北側の地番〇-1の筆に寄せて作ることも検討しましたが、既に浄化槽が入っていることや斜面になっており車も侵入しにくいことから、今回の位置に進入路を設置することとしました。

約10年前から農地部分に約4m幅の進入路を建設してしまい、農地法違反の状態でしたが、現在は是正し、農地の状態になっています。

議 長

申請地の農地区分は2種農地となり、計画目的に必要性があると思われ。ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委 員
議 長

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委 員
議 長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

日程第3 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第17号農地法第5条の規定による許可申請について審議に入ります。

事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。

事務局

申請地について、3番が現地確認を行っており、事務局にて報告を受けていますので説明いたします。場所は、県道川越日高線の埼玉女子短期大学前の信号から、西に50m進んだ所を南に100m程進んだ突き当りの正面になります。現地は、きれいに保全管理されていました。

当該申請は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、令和4年1月12日付けで除外認可を受けています。

譲受人は現在、市内の借家にて妻と〇歳の子供の3人で生活していますが、子供の成長と共に2DKの生活スペースが手狭となってきたことから、住宅を建築する計画となりました。

建築する場所については、譲受人の妻の両親に相談したところ、父が所有している申請地を紹介され、妻の実家が徒歩で3分程の近くの場所であり、将来的に両親の面倒を看られることから、当該申請地を選定したとのことでした。

申請地の農地区分は第1種農地となりますが、集落接続が認められることで例外規定に該当します。また、計画目的から必要性が認められると思われます。

議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

続きまして、2番、議事に入ります前に、議事参与の制限によりの8番は退室をお願いします。

それでは、事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。

事務局

場所は、市役所の北側の道路を東に進み、〇〇の資材置場の北側になります。現地は10筆全て、保全管理されている状況でした。

当該申請は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、令和5年1月25日付けで除外認可を受けています。

譲受人は、日高市内に本社を置き、建材運搬を行っている事業者です。運搬業務の主たる取引先は、〇〇であり、セメント製造の工程から発生する砂利が取扱品の中で大きな割合を占めています。当初、最大2万トンの砂利を保管する予定で整備しましたが、既に3万トンを保管する状況になっており、積み上げられた砂利山が周囲に威圧感を与える程の規模と高さになってしまい、安全面や環境面に問題が生じている状況です。このような状況を打開するため、敷地拡張の計画に至っています。

〇〇からは、発生した碎石の保管量を増加して欲しい旨の要望を受けており、今後も需要が見込まれる状況です。

当該申請地は、既存の置場から唯一隣接しており、既存の置場との有効活用

が充分見込める場所で、計画では、砂利の保管場所を2箇所に分散させるとともに、大型運搬車両が構内をスムーズに移動できるための動線と作業スペースを確保できるように計画してあります。

申請地の農地区分は第1種農地となりますが、既存敷地の2分の1を超えないもの限り、拡張が認められる例外規定に該当します。また、計画目的にも必要性があると思われま

議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

1番
事務局
推進委員

砕石は、切込砕石でしょうか。再生材でしょうか。

事務局
議長

切込砕石の予定です

既存敷地にあるのは、セメントに使う石灰石ではないでしょうか

委員

再生材ではなく、切り崩して持ってきたものになります。

議長

その他、質疑がありましたらお願いします。

委員
議長

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

異議なし。

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

8番は、入室してください。

続きまして、3番、本件担当の8番、申請地の状況について説明をお願いします。

8番

場所は、県道日高川島線の〇〇のところを北側に100m程進んだ左手になります。若干、植木もありましたが、保全管理されている状況でした。

議長
事務局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

現在、譲受人は市内の借家にて1人で生活をしています。結婚を前提にお付き合いしている女性がいることから家を建てる計画を立て、また、市内に住む高齢の祖父母の介護を視野に入れ、祖父母宅が比較的近い、祖父が所有している申請地を選定したとのこと

申請地の農地区分は第1種農地となりますが、集落接続が認められることで例外規定に該当します。また、計画目的から必要性が認められると思われま

議長

ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員
議長

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員
議長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

1 番

続きまして、4番、本件担当の1番、申請地の状況について説明をお願いします。

23日に現地確認しました。場所は、北平沢と南平沢を結ぶ久保ノ下橋から50m程西から、北に50m程進んだ場所になります。養鶏所の跡地であり、現在は、銀杏収穫のために銀杏が植えられています。

議 長
事 務 局

続きまして、申請人の状況について、事務局より説明をお願いします。

当該申請は、現在、市が行っている久保の下橋の復旧工事の関係で、橋の取り付け部分の道路高が現況の地盤より約2.2m上がってしまう影響から、隣接する既存の道路へ進入できなくなるため、仮設道路の設置を目的とした申請となります。

一時転用期間は3年間となっており、工事終了後は農地へ復元させることとなります。申請目的に必要性があると思われま。

議 長

ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委 員
議 長

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委 員
議 長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

日程第4 議案第18号 農地利用集積計画（案）の決定について

議案第18号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項」の規定による「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題とします。

4 番

議案1、本件担当の4番、申請地の状況について説明をお願いします。

先日、推進委員と現地を確認しました。場所は高萩小学校の南側で圃場整備された地域の一部です。現地は保全管理されている状態でした。

議 長
事 務 局

続いて、事務局より申請人の状況について、説明をお願いします。

借受人は、水稻、ハパイヤ、里芋などを栽培する認定農業者で、年間の農業従事日数は350日となります。申請地は借受人の経営地に近接しており、農地を集積して経営拡大を目的としています。

議 長

ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委 員
議 長

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということによろしいでしょうか。

委 員
議 長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。（案）を消してください。

4番	<p>続きまして、議案2、本件担当の4番、申請地の状況について説明をお願いします。</p>
議 長 事 務 局	<p>先日、推進委員と現地を確認しました。場所は日高高校通りの〇〇から西に150m程進んだところを南に入った先になります。現地は木材チップが入れてある状態でした。</p> <p>続いて、事務局より申請人の状況について、説明をお願いします。</p> <p>借受人は、先月の総会時に、解除付き利用権設定で旭ヶ丘の農地を借り受けた農地所有適格法人となります。</p>
議 長	<p>今回の申請も法人としての実績を作るため、解除付き利用権設定により、農地を借り受ける目的となっています。</p>
委 員 議 長	<p>トラクター、コンバイン等の農機具を所有しており、指導農家のもと、農業を行っていく計画となっています。</p>
委 員 議 長	<p>ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。</p>
委 員 議 長	<p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということによろしいでしょうか。</p>
	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。</p>
	<p>日程第5 「専決処分の報告」について</p>
委 員 議 長	<p>日程第5「専決処分の報告」について、農地法第5条第1項第7号が9件あります。お手元の資料を読み込みいただき、質疑がありましたらお願いします。</p>
	<p>ありません。</p> <p>以上で、本日の審議事項等すべて終了しました。</p>